

吉岡 孝明 ポートフォリオ②

【想定するアカウント】

社労士

社労士としてノウハウを発信することで認知拡大して新規顧客獲得につなげる

【台本の参考動画】

動画のリンク: <https://www.tiktok.com/@office.nabe/video/7195836697051925761?lang=ja-JP>

動画の再生数: 36.8万回

選定理由 :

フォロワー3.7万人に対して再生数が36.8万回なので、比較的需要のあるネタだと言える。

他の社労士のアカウントでも、このネタは安定して伸びているので、やはり需要のあるネタだと言える。

また、障害年金は需要の見込める分野で、遡り請求まで出来ると高額報酬の可能性もあるので売上に直結する内容である。

【台本】※コメントにて、「参考動画からの改善点」を記載。

9割のADHDの人が貰わず損してるお金

実は普通に働けている人でも給料の他に障害年金がもらえます

実際に給料と別に90万円や312万円を貰えたケースを紹介した後、あなたでも貰える方法をお伝えするので最後まで見てください。

50代男性の相談者の例ですが

高校卒業後は大手企業に就職が決まり、内勤の仕事をしていました。

対人コミュニケーションが苦手で人間関係で苦労したそうですが、

何とか仕事を続けていました。

しかし、次第に社会的責任を伴う年齢になりストレスから体調を崩してしまい病院で受診したところ「発達障害」と診断されました。

結果、毎年90万円の障害年金をもらいながら

現在は、市役所の障害者雇用でストレスや金銭的不安もなく働いています。

他にも、20代の男性が年間78万円を受給のほか、遡り請求で312万円をもらったケースや自閉症スペクトラム障害とADHDがある40代の男性は年間170万円を需給しています。

ADHDと診断されたら誰でも障害年金を貰える対象ですが3つの条件を満たす必要があるので、コメント欄でご確認ください。

【コメント欄】

【障害年金を貰える条件】

- ①初診日がわかる
- ②障害の状況が1年6ヵ月以上経過してる
- ③保険料を納付している

条件を満たしていない人や1度断られた人でも(※特に①は)プロの申請方法で貰えている人がいるので、ダメ元で弊社の無料相談を活用してください。

◎無料相談はプロフィールから